

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

(趣旨)

第1条 習志野市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、習志野市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が習志野市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(福祉用具等物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。

(福祉用具等物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(福祉用具等物資の内容)

第5条 甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は、別表を元に予め甲乙協議して定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

(福祉用具等物資供給の要請手続き)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、別紙「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

(引渡し)

第7条 福祉用具等物資の引渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

(福祉用具等物資の適合確認)

第8条 福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時**要配慮者**の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

(福祉用具等物資の運搬)

第9条 福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として**通行できる**ように支援するものとする。また甲は、乙が燃料車両**等**の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

(損害の負担)

第11条 この協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具**等**が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定める。

(費用)

第12条 **第3条及び第9条**の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、**前2項**の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(情報連絡体制の確認)

第13条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年度始めに相互の情報連絡体制を確認するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第14条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加

(2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期間)

第15条 この協定書の有効期間は毎年度末とする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲乙いずれからも期間について申し出がない場合は、翌年度においても協定を更新するものとし、以後同様とする。

(疑義の決定)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成27年3月27日

甲 千葉県習志野市鷺沼1丁目1番1号

習志野市

市長 宮本 泰介

乙 東京都港区浜松町2丁目7番15号

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

理事長 末島 賢治

別表（第5条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、 特殊寝台、車椅子、床ずれ防止用具、体位変換機、手 すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、 医療関連用品 等
------------	--

福祉用具等物資供給要請書

年 月 日

一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 様

習志野市長



災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定第6条に基づき、
下記のとおり物資の供給を要請します。

記

- 1 緊急に物資供給の必要が生じた理由
- 2 供給を必要とする物資の内容

必要とする物資の内容	数量	備考

- 3 引渡し場所

- 4 連絡先